【 議事録 】

第1回志摩市景観審議会 議事録

会議の名称		第1回志摩市景観審議会			
事務局		都市計画課			
開催日時		平成25年2月8日(金)午後1時30分			
開催場所		志摩市役所 本庁4階 404会議室			
出席者	委員	【出席委員】林 州啓(会長)、浅野 聡(副会長)、藤田 和也、田邉 学、山際 良成 上村 正則、山﨑 勝也、畑 順子 【欠席委員】0			
	その他				
	事務局	中村 孝司 (建設部長)、中村 久 (調整監)、東山 民昭 (建設部都市計画課長)、澤村 博也 (都市計画課長補佐兼都市計画調整係長兼建築係長) 喜田 竜徳 (都市計画調整係)			
公開の可否		_	傍聴者数	_	
非公開・一部非公 開の場合の理由					
一開 会一 課 長		皆さん、こんにちは。 本日は、大変寒いなか、またお忙しいなか、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 定刻になりましたので、第1回志摩市景観審議会を開催させていただきたいと思います。本日の司会進行を務めさせて頂きます都市計画課長の東山です。よろしくお願いします。 ここで、本来ですと、委員の皆様に市長から委嘱状を交付させていただくのですが、本日は、公務のため、やむなく、市長は欠席させていただいておりますので、お席の方にあらかじめ配布させていただいておりますので、ご確認をお願いします。			
一あいさつ一 課 長 それでは、あいさつから始めさせていただきたいと思います。 今日は、さきほど言いましたように、市長が公務のため欠席という事ですのてに代わりまして、建設部部長よりご挨拶申し上げます。部長、お願いします。			ため欠席という事ですので、市長		
部	長	皆さん、こんにちは。 本日は、お忙しいなか、第1 回志摩i	市景観審議会は	こご出席を賜りまして、誠にありが	

とうございます。

景観計画の策定につきましては、平成22年度から本年度までの3か年で策定委員会 及び市民会議等での議論、検討やパブリックコメントを経て、景観形成の目標を「志摩 の雄大な自然と悠久の歴史、伝統、文化を、「にぎわい」がめぐる景観まちづくりの推 進」と定めた「志摩市景観計画(案)」がこの度まとまりました。

本日は、本案について、諮問をさせていただきますので、よろしく、ご審議のほどお 願い申し上げます。

今後の志摩市景観行政の推進につきまして、本審議会での皆様の賞重なご意見を参考 にさせていただき、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げ ます。本日は、よろしくお願いします。

課 長

ありがとうございました。ここで、今回、第1回目の審議会ということで、委員の皆様をご紹介させていただきます。参考に資料②の席次表と資料③の委員名簿がありますので、それを見ながらお願いしたいと思います。

名簿順にご紹介いたします。

三重大学大学院工学研究科准教授の 浅野聡さんです。

浅野委員

浅野です。また、どうぞよろしくお願いいたします。

課 長

環暁省 中部地方環境事務所 志摩自然保護官事務所自然保護官の 藤田 和也さんです。

藤田委員

藤田です。よろしくお願いいたします。

課 長

三重県建築士会志摩支部の 林州啓さんです。

林 委員

林です。よろしくお願いいたします。

課 長

株式会社 カラープランニングセンターの 田邉 学さんです。

田邉委員

田邉と申します。よろしくお願いいたします。

課 長

公募により就任していただきました山際良成さんです。

山際委員

大王の船越から来た山際といいます。

こういう会議の場は、初めてですので、いろいろ勉強しながら、皆さんとともに考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

課 長

同じく 上村 正則さんです。

上村委員	鵜方の上村 正則です。 何分、こういうのは全然分からないので、皆さんに教えてもらいながら、学んでいき		
	たいと思いますので、よろしくお願いいたします。		
課長	志摩市自治会連合会 会長の山﨑 勝也さんです。		
山﨑委員	山﨑です。よろしくお願いします。		
課長	志摩市商工会の畑 順子さんです。		
畑委員	私も初めてで、これから、いろいろ勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。		
課長	以上8名の委員の皆様です。平成25年2月から2年間、よろしくお願いいたします。 つづきまして、事務局を紹介させていただきます。志摩市 建設部 建設部長の中村で す。		
部長	中村です。よろしくお願いします。		
課長	同じく建設部調整監の中村です。		
調整監	中村です。どうぞ、よろしくお願いいたします。		
課長	私、都市計画課長の東山です。よろしくお願いいたします。 それから、澤村課長補佐です。		
課長補佐	澤村です。よろしくお願いします。		
課長	主事の喜田です。		
喜田	喜田といいます。よろしくお願いします。		
課長	また、事務局のお手伝いをしていただいています、株式会社都市環境研究所の小川さんです。		
小 川	都市環境研究所の小川と申します。よろしくお願いいたします。		
課長	それでは次に、会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をお願いしたいと思います。		
	資料① 事項書		

資料② 座席表

資料③ 委員名簿

資料④ 志摩市景観審議会運営規程(案)

資料⑤ 志摩市景観審議会傍聴要領(案)

資料⑥ 第1回志摩市景観審議会議案

資料⑦ 志摩市景観条例、同規則

と資料番号飛びまして資料⑨「第1志摩市景観審議会志摩市景観計画(棄)についてのスライド資料」、を配布させていただいております。あと、事前配布資料といたしまして、資料⑧「志摩市景観計画(案)」を配布させていただいております。

よろしいでしょうか。

一議 事一

課 長 それでは、議事に移りたいと思います。事項書をご覧ください。

事項書の(1)会長及び副会長の選出を行いたいと思います。今日は、第1回目という事で、まだ、会長、副会長が選出されておりませんので、会長、副会長が選出されますまでの間、私が、このまま司会を進行させていただきます。

それでは、早速ですけども、会長、副会長の選出の方法につきまして、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

山 﨑 委 員 事務局案はいかがですか。

課 長 はい。

ただいま、事務局案という声がありましたけれども、事務局から提案させてもらって よろしいでしょうか。

委 員 | はい。

課 長 分かりました。

それでは、ありがとうございます。事務局案といたしまして、会長に林委員、副会長 に浅野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 はい。

課 長 ありがとうございます。

皆様の意見といたしまして、事務局案が認められたという事で、林委員に会長職を、 浅野委員に副会長職をお願いしたいと思います。それでは、林会長、浅野副会長、会長、 副会長席の方へお移りをいただいと思います。

それでは、ここで、新しく会長も決まりましたので、会長の方からご挨拶をいただき たいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会 長

皆さん改めまして、こんにちは。

私よりも適任者の方々がみえます中で、会長を務めさせていただく事になりました林 でございます。2年間という期間でございますが、景観審議会を景観法に基づきまして、 進めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様方、ご協力をよろしくお願いいた します。

課 長

はい、ありがとうございました。

それでは、これから先の議事進行は会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく お願いします。

会 長

それでは、ただいまから、第1回志摩市景観審議会を開会させていただきます。

本日は、議案審議1件が予定されております。

それでは、議事を進めて行きたいと思います。

議事進行につきましては、皆様のご協力をよろしくお願いします。

それでは、皆様のお手元にあります事項書をご覧いただきたいと思います。事項書に もとづきまして議事の進行をしてまいります。

議事の「(2)出席委員数の確認」に移ります。

本日の審議会の出席者は8名、欠席者は0名であり志摩市景観規則第14条第2項に 規定されております過半数の出席がありますので、会議は成立となります。

次に議事の「(3) 志摩市景観審議会運営規程(案)及び同傍聴要領(案)について」に移ります。それでは志摩市景観審議会運営規程(案)及び同傍聴要領(案)について、 事務局から説明していただきますので、事務局、よろしくお願いします。

課長補佐

それでは、規程と要領につきまして、説明させていただきたいと思います。

資料④、⑤をご覧いただきたいと思います。

まず、資料④の運営規程(案)につきまして、第1条が趣旨といたしまして、「この 規程は、志摩市景観規則の規定に基づき、志摩市景観審議会の運営に関し必要な事項を 定めるものである。」、第2条が、会長の任期という事で、「会長の任期は、選任され た委員の任期とする。」、2項としまして、「会長がその職を辞し、又は委員を退任し たとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において会長の選任を行うものとす る。」、第3条におきまして、議事の説明者という事で、「会長は、議事に関係ある行 政機関の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。」、第4条は、 会議の原則公開について、「審議会の会議は、これを原則公開する。ただし、次の各号 のいずれかに該当し、出席委員の過半数が認める場合は、公開しないことができる。」、 第1号が「志摩市情報公開条例第9条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合」、 第2号が「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認 めた場合」、第2項におきまして、「傍聴の要領については、審議会が別途定める。」 となっております。第5条につきましては、議事録について、「審議会の会議について は、議事録を作成するものとする。」、第2項、「議事録に記載する事項は、次に掲げ るとおりとする。」、第1号が、「開会及び閉会の日時及び場所」、第2号が、「出席し た委員及び委員以外で出席した者の氏名」、第3号が、「議事の日程」で裏に移りまし て、第4号が、「議事の概要」、第5号が、「その他審議会の経過に関する事項」、3 項が、「審議会の議事録は、公開条例第9条各号の規定に該当する情報を除き、これを 公開する。」、第6条では、代理出席について、「代理出席は認めないこととする。」、 第7条は、雑則としまして、「この規程に定めがない事項は、会長が審議会に諮ってこ れを決定するものとする。」という内容になっております。

つづきまして、資料⑤傍聴要領(案)につきまして、1番が趣旨という事で、「この

要領は、志摩市景観審議会運営規程の規程に基づき、志摩市景観審議会の傍聴に関し、 必要な事項を定めるものとする。」、2としまして、傍聴定員等についてという事で、 (1) が「傍聴者の定見は、原則10人とします。ただし、会場の容量によって、定員を 増減する場合があります。」、(2)としまして、「傍聴者には、委員へ配布した説明 資料の写しを配布します。ただし、大部となる場合には供覧とする場合があります。」、 3番、傍聴手続きについて、(1)が「審議会の傍聴を希望する方は、審議会の開始時刻 10分前までに会場で、受付をし、係員(事務局)の指示に従い会場に入場してくださ い。」、(2)「傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。」、 4番、審議会を傍聴するにあたり守っていただくべき事項についてという事で、「傍聴 者は、景観審議会を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。」、(1)が 「傍聴者は、傍聴席に着席すること。」、(2)が「審議会開催中は静粛に傍聴し、拍 手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。」、(3)が「鉢巻き、腕章、 たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる 等、示威的行為をしないこと。」、(4)が「飲食又は喫煙をしないこと。また、酒気 を韓びた方の入場は認めません。」、(5)が「会場において、会長の許可なく、審議 会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。」、(6)が「その他景観審議会の公正、

会 長 ありがとうございます。

ただいま、事務局より説明がありました「志摩市景観審議会運営規程(案)及び同傍 聴要領(案)について」ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

円滑な運営に支障となる行為をしないこと。」、5番としましてば審議会の秩序の維持についてという事で、(1)が「傍聴者は、審議会を傍聴するにあたっては、会長及び係員(事務局)」、で裏面に移りまして、「の指示に従ってください。」、(2)が「傍聴者が、4の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場

山﨑委員良いと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。ご意見がないようですので、事務局業どおり決定いたしたいと存じます。ご異議ございませんか。

していただくことになります。」という内容になっております。

委員異議なし。

—議案審議一

会 長

ありがとうございます。

それでは、事務局案どおり決定し、志摩市景観審議会運営規程及び同傍聴要領を制定することといたします。次回、審議会より本運営規程及び傍聴要領に沿って運営していきます。

次に議事の(4)議案審議 に移ります。

第1号議案の「志摩市景観計画(案)に対する意見聴取について」事務局から説明していただきます。お願いします。

課長補佐

それでは、前のスライドの方で説明をさせていただきたいと思います。

志摩市景観計画(案)に対する審議をお願いするわけですが、本計画は、平成22年 度から策定を進めてまいりました。

これまでも、本審議会へは、籠定状況についての報告をさせていただいております。 策定につきましては、策定委員会を9回、市民会議6回開いておりまして、そこで、検 討を行い、パブリックコメントを経て、この度、最終案がまとまりましたので、資料⑥ の「議案書」にありますように、景観条例の規定により諮問させていただきますので、 ご意見をいただきたいと思います。それでは、「志摩市景観計画(案)」の概要につい て、説明をさせていただきたいと思います。

今回、第1回目という事で、まず、景観計画とは何かと言う事を説明させていただきます。

景観計画とは、スライドにあるとおり「景観計画は、良好な景観の形成を図るため、 景観法に基づき景観行政団体が定めることができる計画となっています。」

景観法が制定されるまでの取り組みとしまして、それまで自主条例により地方公共団体が景観の整備・保全の取組みを行っていました。自主条例による行為の届出、勧告等手法につきましては、どうしても限界があるという事で、国の支援が不十分、そういった問題もあります。そういった物に対応するという事で、法によって、景観の意義やその整備・保全の必要性を位置付けることを目的としまして、平成16年に景観法が制定されるという事になりました。

先ほどの景観行政団体について、説明させていただきます。

景観法の施行と同時に県は、景観行政団体になることが景観法で定められていますが、 地方公共団体は県との協議を得て、なることができ、景観法に基づく諸制度を運用する ことができるとなっています。

志摩市においては、景観行政団体への移行について、三重県と協議を行い、平成24年4月27日付けで「異存がない」との回答を得ております。で、平成24年8月1日より景観行政団体となりました。

三重県内では、志摩市を含めまして、伊賀市・四日市市・松阪市・伊勢市・鈴鹿市 桑名市・亀山市の8団体が景観行政団体となっております。で、名張市とかですね、津 市、鳥羽市につきましても、今後、景観行政団体になるべく現在、事務を進めておりま す。

次に、景観計画の主な役割ですが、新たな行為に対して事前届出制度を運用することにより、本市の美しい自然景観や歴史的まちなみを守り、次代につないでいくとともに、魅力ある、誇りを持てる景観を育み、次代に轢いでいくなど、志摩市独自の良好な景観を創出することとしております。

景観計画を定めると、地域の景観に影響を与えることが予想される一定規模を超える 行為について、事前に市の窓口でチェックする届出・勧告制度など、景観法に規定する 諸制度が活用できます。

志摩市は、平成24年8月から景観行政団体となり、届出の事務を行っておりますが、景観計画を策定途中のため、現在は三重県の景観計画に基づき、事務を行っております。

景観法に基づく景観計画への必要な記述事項は、次のとおりです。

景観法第8条第2項の第1号から第3号までは、必須事項になります。

1号が景観計画の区域、2号が景観形成のための行為の制限、3号が景観重要建造物 又は景観重要樹木の指定方針になります。4号は、任意に選択できる事項となり、屋外 広告物に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観農業振興地域整備に 関する事項があります。

また、景観法第8条第3項に規定の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、平成23年の改正で努力義務事項となりましたが、志摩市では景観計画に盛り込んでおります。

つぎに今回、審議をお願いする志摩市景観計画(秦)の概要について説明をさせてい ただきます。

志摩市景観計画(案)の全体構成は、1章から6章となっております。それぞれの章 の概要について、説明をした後で、中身について、説明をしたいと思います。

尚、このスライド以降の右上に記載されているのは、配布させていただいております 「資料®志摩市景観計画(栗)」の該当ページを示しておりますので、スライドと合わ せて、資料の方もご覧いただければと思います。

尚、説明の上で、一部前後することもありますが、ご了承いただきたいと思います。 まず、第1章では景観計画の目的や位置づけ等を定めています。右上の方に、ページ数1 ページから3ページという風に載せております。

まず、第1章、総合計画、都市計画マスタープラン・緑の基本計画との整合をとり、それをふまえた上で志摩市景観計画を策定しております。

下にありますように景観形成の目標は、「志摩の雄大な自然や悠久の歴史、伝統、文化を、「にぎわい」がめぐる景観まちづくりの推進」として掲げております。

第2章では、景観計画区域を定めています。景観計画区域については志摩市全域としており、市内をいくつかのゾーンに区分しています。

第3事では、景観計画区域を区分したゾーンや地区ごとに、良好な景観を保全し、新たな行為にあたっては、周辺の景観と調和するための、景観創出の基本的な考え方を示しています。

第4章では、一定規模以上の行為が周辺の景観と調和するよう、ゾーンや地区別に基 韓を定め、良好な景観の形成を誘導するための仕組みを示しています。

第5章では地域で重要な建造物や樹木は、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要 樹木の指定に関する方針を定めています。

また、景観上重要な公共施設は、景観法に基づく景観重要公共施設として指定し、適正な整備を進めるための、基本的な方針などを定めています。

なお、景観重要公共施設については、現在、内容についての事前協議が終了しまして、 本協議を管理者と協議中であります。

そして、第6章では、景観計画の実効性を高めるため、景観審議会を設置するととも に、総合的な推進体制の構築等に関し、基本的な考え方を示しています。

次に、それぞれの章の内容について説明いたします。第2章の景観計画区域についてですが、計画の対象となる、景観計画区域は志摩市全域とし、よりきめ細かい取組を推進するため、本市の景観のとらえ方に基づき景観計画区域を区分しています。詳細につきましては、事前配布させていただいております「志摩市景観計画(案)」のページ数10ページから11ページのとおりとなっております。

まず、一般地区としましては、「山地・星山ゾーン」、「里海・熊野灘沿岸ゾーン」、「市街地ゾーン」、「沿道ゾーンの内陸型」、「沿道ゾーンの沿岸型」の5つのゾーンに区分しています。

次に、誇れる視点場からの「良好な眺望景観」のうち、特に良好な眺望を保全すべき 地区を「眺望保全地区」としています。

また、「景観形成上重要な地区」を「重点候補地区」としています。「景観形成上重要な地区」のうち、よりきめの細かい良好な景観の形成を推進することに関し、今後、地区住民や事業者の合意が得られた地区を「重点地区」として位置づけをしていきますが、今回の志摩市景観計画(案)の中では、位置付けはしておりません。

次に良好な景観の形成に関する方針についてですが、景観計画区域の区分に応じて、 良好な景観の形成に関する方針を定めています。

詳細につきましては、ページ数12ページから42ページのとおりとなっております。各ゾーンや地区ごとの良好な景観形成の方針を記載しています。26ページの重点候補地区につきましては、都市計画マスタープランにおいて位置付けられた地区の中から13地区を今回、重点候補地区としております。

また、眺望保全地区につきましては、三重県と三重大学の研究において選定された中から2ヶ所を策定委員会の方で選び今回の景観計画に盛り込んでおります。

次に行為の制限に関する事項についてですが、景観法では、「届出を要する行為」と

「景観形成基準」の2つが「行為の制限に関する事項」として定められています。

資料では55ページの方に実際にどういったものが届出の対象行為になるかが記載しております。建築物の新築等や工作物の新設等、開発等に関する行為などを規定しています。対象行為に当たる場合は、その行為地にあった景観形成基準に基づき対応していきます。

さきほどの届出を要する行為についてですが、各ゾーンや地区別の届出対象行為について、建築物を例にしたイメージはスライドのとおりになります。建築物の新築等については、高さ10mを超える場合又は建築面積が500㎡を超える場合で大規模な行為を届出の対象としています。

また、地域住民の合意を得て重点地区に指定された地区については、一戸建て住宅も含めて、原則として全ての行為で届出が必要になりますが、今回、志摩市ではありません。見ていただいたとおり、一般の家庭でしたら、2階建ての建物が多いと思います。2階建てあれば、ほぼ10mを超えないと思います。また、建築面積500㎡を超えるということもありませんので、一般住宅であれば、ほぼ、届出の対象外になると思います。

今回、「一般地区」と「重点候補地区」とか「眺望保全地区」、これについても、扱いは、全て同じ扱いになっております。

次に、現在、運用を行っている三重県景観計画における届出対象行為の規模の比較ということで、主な対象行為である建築物及び主な工作物の場合についての説明をさせていただきます。

まず、高さですが、三重県景観計画では、高さ13mを超える建築物や鉄筋、煙突、 鉄筋コンクリート進の柱などの工作物について届出が必要となっております。今回の志 摩市では、これを10mという事で、県との違いはこの高さの部分にもなっております。 ただし、これ以外の架空電線路用の鉄槌や鉄筋コンクリート道の柱などは、30mを超 えるものについては、三重県景観計画と同じ対象規模としておりますので、特に変わり はありません。

次に、その景観形成基準の構成についてですが、景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為が、周辺の景観と調和したものとなるよう、良好な景観の形成に関する方針の実現化に向けて定めるものです。それぞれのゾーンや地区における良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、全てのゾーン・地区に適用される「基本的基準」と、各ゾーンごとに又は地区ごとに景観特性に応じて適用される独自の基準に

分かれております。

表したのがこちらになりますけども、各ゾーンや地区と適用される景観形成基準の関係を表わしております。行為を行う場所が、山地・里山ゾーンであれば、基本的には、 基本的基準のみが該当することとなります。

これが、市街地ゾーンであれば、基本的基準と市街地ゾーンの基準この2つの基準が該当してくるという事になっております。

次に各基準の主な内容などについて、説明させていただきます。まず、基本的基準についてですが、基本的基準は、それぞれのゾーンや地区における良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、最低限の緩やかな景観誘導を図るために全てのゾーン・地区に適用される基湛となっています。

山地・里山ゾーンにおいては、基本的基準のみが適応されます。

景観形成の基準内容については、色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に 配慮すること。などとなっております。詳しい内容は、資料の44ページから46ページになります。

下の方に一つ例として挙げております。左側が景観形成基準がない形の場合、景観形成基準に合わした場合には、右のようになります。色が景観形成基準の色に合っていない。周辺に合うような形にしていただくという事で、一つの例として、挙げておりますので、これ以外にも、場所によって違ってきますので、その当たりについては、届出が出てきた段階で、事業者との協議によって、いろんな形にもなってくるとは思いますけれど、色の事につきまして、資料の52ページを一度見ていただいてよろしいでしょうか。

色につきましては、この52ページの方にあります。上の方に表が載っておりますけども、外壁の基調色についてという事で、ここに書かれた色相、明度、彩度、ここに書かれている範囲で、配慮していただくと、屋根の色であれば、ここに書いてあるもので、配慮していただくという事を挙げさせていただいております。これにつきましては、今回、委員として来ていただいております。田邉委員がカラーコーディネーターという事で、志摩市内を調査していただきまして、志摩市の中でどのような色が使われているか、という事を考慮していただいて、この範囲であれば周辺の景観とも溶け合うという事で、決めております。これは、策定委員会の方でも、挙げさせていただいて、ご了解いただいたものになります。

次に里海・熊野灘沿岸ゾーンの基準についてという事で説明をさせていただきます。 里海・熊野灘沿岸ゾーンの基準については、沿岸周辺や対岸からの眺望景観の確保と圧 迫感の軽減のため、基本的基準に加えて適用される基準となります。

基準内容については、行為地周辺の道路や公園、誇れる視点場等の公共の場から海が 見通せる場合は、規模・配置等を工夫し、海への眺望が確保できるよう配慮すること。 などとなっております。

下に描かれたような形が、一つの例になります。左手であれば、海の景観を阻害して おりますので、若干、位置をずらしていただいて、眺望が確保出来るような形にという 事で、一つの例として挙げさせていただいております。

次に市街地ゾーンの基準についてですが、市街地ゾーンの基準は、本市の玄関口として誇りと賑わいのある景観を形成するため、基本的基準に加えて適用される基準となります。

景観形成の基準内容については、街路景観の整っている地域においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮するとともに、低層部分は壁面をセットバックするなど、ゆとりある空間の創出に配慮すること。などとなっております。詳細につきましては、47ページの方に載っております。

下に挙げてあるのが、一つの配慮例という風になっております。

次に沿道ゾーンの内陸型についてですが、内陸型は、「山地・里山ゾーン」の範囲に入る部分が内陸型という形で位置づけをしております。道路の両端から、15mの範囲を沿道ゾーンの区域としております。

沿道ゾーンの内陸型の基進は、本市の骨格となる道路として相応しい沿道景観を形成するため、基本的基準に加えて適用される基準となります。

基準内容については、建物が連担している地域においては、周辺の建築物の高さを超える高層部の壁面をできる限り後退させ、圧迫感の軽減に配慮すること。などとなっております。

下の方が、一つの例となっております。建物の前面部分を削っていただいて、高さを 合わすような形の一つの例を挙げております。

次に沿道ゾーンの沿岸型についてという事で、沿岸型につきましては、「豊海、熊野灘 沿岸ゾーン」の範囲にある沿道を位置付けております。

基準につきましては、海岸周辺や対岸からの眺望景観の確保と圧迫感の軽減及び本市の骨格となる道路として相応しい沿道景観を形成するため、基本的基準に加えて適用される基準となります。

基準内容については、海辺の雰囲気を醸し出す樹種の植栽に努めることなどとなって おります。

下が一つの例という事で、樹種という事で、海岸の合う樹種という事で、右の方は、松を植栽していただくという事になります。

次が眺望保全地区、これにつきましては、横山展望台、それと登茂山の桐垣展望台になります。眺望保全地区の基準については、本市の誇れる視点場からの良好な眺望景観を保全するため、基本的基準並びに行為地が属するゾーンの基準に加えて適用される基準となっております。

基準内容については、建築物等の高さをできる限り抑え、展望台からの眺望を阻害しないよう配慮すること。なお、伊勢志摩国立公園の特別地域においては、自然公園法施行規則第11条により定められた高さ以下に抑えること。などとなっております。

下の方が一つの一例という事で、視点場から見た時に奥の風景が阻害されないようにという事で、高さを下げていただいているというような、一つの例になっております。

つづきまして、その他良好な景観形成に関する事項について、説明させていただきま

す

まず、景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関することといたしまして、指定の方針を次のように定めています。

景観重要建造物・景観重要樹木とは、歴史的に価値のある建造物や地域のシンボルとなる樹木など、景観まちづくりを進めるうえで重要な資源を、その保全及び活用を図るため、景観法に基づき指定することができる制度です。

地域の景観を特徴づける建造物や地域の景観を特徴づける樹木は、良好な景観の形成 上重要であることから、今後、景観重要建造物 "景観重要樹木の指定に向け検討してい きたいというふうに考えております。

次に景観重要建造物の指定の方針の内容についてですが、地域の歴史・文化が建造物の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの。などとなっております。例としまして、写真にありますように、大王埼灯台、安乗埼灯台などの写真を載せております。

県内の景観重要建造物の状況ですけれど、鈴鹿市の「佐佐木 信綱生家」、それと松阪 市の「原田 二郎旧宅」というのが、現在、景観重要建造物という風に指定をされており ます。

次に景観重要樹木の指定に関する方針の内容についてですが、地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹姿や樹勢が優れているもの。などとなっております。この写真に載っておりますのは、おりきの松を載せております。

県内では、景観重要樹木に指定されているのは、鈴鹿市にある「長太の大柄」 1 件が、 指定をされておるというような状況です。

次に、屋外広告物に関することとしまして、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について定めています。屋外広告物については、三重県屋外広告物条例に基づき規制・誘導を図っていくこととしておりますので、今回の届出の対象とはしておりません。詳細は、資料の方の58ページのとおりとなっております。

次に、景観重要公共施設に関することとして、整備に関する事項などを定めております。地域の景観を構成する主要な要素の一つとなる道路、河川、港湾、都市公園等の公共施設を景観重要公共施設として指定し、整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基進を定め、良好な景観の形成を図る制度となっております。このため、市の景観の骨格を形成するものや景観形成上重要な地区などにあるものは、景観重要公共施設に位置づけ、整備や維持管理に際してはその公共施設周辺の景観特性に十分配慮し、地域の景観資源となるよう整備に関する方針などを定めています。資料の方が、59ページから70ページとなっております。

冒頭でも説明いたしましたとおり、現在、事前協議は県と市の方の道路管理者の方と も終わっておりまして、今後、本協議を行っていくこととなっております。 スライドの方は、景観重要公共施設として位置付けている道路の一つの例ですけれど、 左側は、国道167号ということで、磯部地区の方になっております。バイパスになり ますね。右が、国府地区の集落内を走る以前、県道でありましたけども、現在、市道に なっている、幹線道路になります。

次に、景観重要公共施設として位置付ける漁港になります。漁港は波切漁港だけですけども、波切の石工により大正時代の貴重な石積み韻岸が残っており、平成18年に水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財百選」に選ばれております。

右がその当時、大正時代に積まれた石積みの状況となります。

次に、自然公園法の許可の基準について、自然公園法の特別地域と重複する地域に関することなどを記載しています。特別地域内は、届出の対象外としておりますが、眺望保全地区や今後指定を検討していく重点地区のうち、自然公園法の特別地域と重複する地域については、景観計画の景観形成基準と伊勢志摩国立公園管理計画の管理計画における「許可・届出等取扱方針」との整合を今後図っていくこととしております。

最後に6章の推進方策について、説明させていただきます。良好な景観の形成を実現するために、市民・事業者・行政が良好な景観の形成に向けた意職を共有し、協働により取り組むことが重要です。そこで、市民・事業者・行政の良好な景観の形成に向けたそれぞれの役割分担などを示しております。

また、良好な景観形成の実現に向け、都市計画法・文化財保護法などの法令による制度の活用についても検討する内容を合わせて掲載をしております。

以上、概要等について、説明をさせていただきました。A

会長はい。

ただいま、事務局から説明がありました志摩市景観計画(案)に対する意見聴取について、委員の皆様、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

山 﨑 委 員 一点、会長よろしいですか。

会長はい。

山 崎 委 員 ちょっと分かりにくいとこがあるんですが、田邁委員さんにお願いしたい。 5 2 ページの色彩基準で、10 R から 5 Y とあるんですが、これは、例えば、外観の基準の色というのは、R の赤の所と、どれを見るといいんですか。

田 邉 委 員 この色が付いている表の中では、赤い枠がありますよね。赤い枠の範囲であれば壁の 色として、使っていいという事です。青い枠の範囲であれば、これは、屋根の色として、 使っていいっていう範囲です。

ちょっと、この図がやはり小さいものですから∴全体的にこうグレーにように見えて しまいますけども、かなり、色としては、幅があるという事になります。 山崎委員

はい、分かりました。

会 長

他に委員の皆様、分かりにくいところとか、質問がありましたら、お願いしたいと思います。

田邉委員

よろしいですか。

はい、質問というより、意見なんですけども今日、電車の中で改めてこの景観計画を 読みながら参りましたけども全体を通して、非常に分かり易くて、例えば、主な景観特 性という項目がありますけども、こういった項目が、例えば、旅慣れた方が見た時にで すね、下手な観光ガイドを見るよりも、こちらを見た方がですね、志摩市の景観につい て、興味が湧くし、深い理解が出来るんじゃないかという事で感心しました。添えらて る写真が、多分、その場所のベストショットといえるようなものが、みんな揃っていて ですね、最近、私が拝見した景観計画の中でも、名作の一つなんじゃないかなという風 に思います。

ぜひ、この景観計画が、届出をされる方だけの目に触れるものではなくて、なるべく 多くの方の目に入るようにですね、庁内、庁外の方も含めて、きちんと、何らかの形で 周知するという事をここで一つお願いしたいと思います。

それと、もう一つなんですが、この景観計画の一番最後の章に推進方策というところがあって、この点が、非常に重要であるように私は感じておりまして、景観計画で届出制度を始めるとどういう成果が、まずあるかというと、新しく建つ建物について、酷いものが出てこなくなる。それは、確かに景観計画の成果の一つではあるんですけども、既存のまち並みが、よくなるというのは、やはり、景観計画をただ運用してるだけでは、ダメでして、この推進方策にあるようなさまざまな手法の検討が必要であるように思います。

昨日、私は、箱根町、同じように国立公園を持っている、自然景観を主体とした箱根町の景観推進会議というところに出席して来たんですけざも、箱根町で一つ関所通り、箱根の関所の通りがありまして、そこの商店街が非常に景観形成に力を入れていて、すごく、うまくいってるんですね、その例を挙げると、例えば関所通りに元々あったまちの不要なサインをですね大量に撤去したりとかですね、まちづくり協議会に対してさまざまなサポートをしてるんですね、汚いノボリ旗を外してもらう代わりに、リーフレットの印刷代を提供したりとかですね、デザインについて、アドバイザーを派遣したりとか、頑張ってくれた事業者さんに表彰をして、景観まちづくりの協力店というような、ステッカーを配布したりですね、そういう事をやっているとテレビのロケが来たりしてですね、まちの方々も活気づいて、やる気なっていくと思うんですね。すごく、いいアイデアだと思ったんですけど、それぞれの制度って、ほとんどお金が掛かっていないんですね。支援制度というと建物を建てる時にいくらか助成をするという事になってしまうと思うんですけども、それはかなり高額になるので、あまりお金を掛けなくてもサポートする制度は検討していけると思うので、ぜひ、そういう事を今後発展させていけるとよろしいのではないかというように思います。

会 長 他に委員の方、ございませんか。

副会長

今、田邉さんがおっしゃられたこと、とても重要だと思います。

私も策定の方ずっと関わってきましたので、ぜひこの、今、事務局が説明していただいた中で、田邉さんが要するに、良いところを育てていくようなところも力を入れていこうという事ですので、重点地区の候補地区でたくさん良い集落が挙がっていますので、これが、10年経ってどこも指定されていないと机上の空論になってしまいますので、特にこう先行して、地元に対して説明をしている波切とか上之郷とか国府ですか、こういったところをトップバッターで重点地区に指定する。で、そこをまず応援していく。それが成功すると、他の地区で賛同していただけるようなところが出てくると思いますので、ぜひ、良いモデル地区を作っていただけたらと思います。

あと、眺望景観も志摩は国立公園ですから、これは藤田さんの専門ですけども、良い眺望景観がたくさんありますので、眺望景観も今回2つ入りましたので、これは1つの成果だと思いますので、引き続きまた、国立公園の良い風景をですね、志摩市の景観計画へ落としていく。眺望景観の追加とか、それから、ご説明があった景観重要建造物、樹木、これをですね、近いうちにぜひ候補として挙がっているのを具体化して進めていただけるといいじゃないかと思います。

それから、三重県内で県とか他の市の景観審議会の方に私、関わってますけど、今、 全般的に重点地区を増やしていくという事で、亀山とか松阪も取り組んできていますの で、ぜひ、志摩市さんでも第1号の重点地区指定という事で進めていただけたら、幸いで す。よろしくお願いします。

会長ただいまの意見を参考にしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

委 員 はい。

会 長 いろいろと、ご意見・ご質門をいただきましたが、問題になるような点は、ございま

せんでしたので、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員はい。

会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、原案どおり決定といたします。

第1号議案につきましては、市長に答申いたします。

―その他―

会 長 次に、事項書の3. その他ですが、事務局の方から、何かございますか。

課長補佐

はい、よろしいですか。

すいません。今回の景観計画(案)の方ですけど、市の都計番の方にも諮りまして、 「異議なし」という事でいただいております。

今後、議会の方でこれに関わる事で、条例の一部改正もありますので、それも受けまして、4月1日付けから告示をして、実際の運用につきましては、10月1日からこの景観計画で、行っていくという形に今のところはなっておりますので、また、それまでの間につきましては、いろんな周知をさせていただきたいという風に思っておりますので、また、その時には、よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

委員の皆様から、何か質問等ございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。 長時間に渡りご審議いただきまして、どうもありがとうございました。 皆さんのご協力をいただきまして、スムーズに議事進行をすることが出来ました。 それでは、これで、本日の審議会を終了させて頂きます。 ご協力どうもありがとうございました。_